

大分県立埋蔵文化財センター - 管理規則の制定について

1 提案理由

大分県立埋蔵文化財センター設置及び管理に関する条例の制定に伴い、発掘調査の成果の公開、体験学習等に対応するため、大分県立埋蔵文化財センターの組織、運営その他必要な事項を定める必要があるため規則の制定を行うもの。

2 管理規則制定の内容

この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの組織、運営その他必要な事項を定めるものであり、課の設置（第2条）課の分掌（第3条～第6条）職員の職（第7条）職員の数（第8条）委任（第9条）について規定するもの。

3 主な制定内容

（1）組織体制（第2条関係）

埋蔵文化財の調査・研究及び保存・活用を一層推進するため、「班」体制から「課」体制へと改組するとともに、調査研究の成果を広く県民に普及・啓発する観点から「企画普及課」を新設する。

大分県立埋蔵文化財センター			
総務課	企画普及課	調査第一課	調査第二課

（2）各課の分掌事務（第3条～6条関係）

総務課

- ア 公印の管守に関する事。
- イ 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- ウ 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- エ 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事。
- オ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- カ 施設及び設備の維持管理に関する事。
- キ 施設及び設備の利用に関する事。
- ク その他他課の所掌に属さない事項に関する事。

企画普及課

- ア 出土品その他埋蔵文化財に関する資料の保存及び展示並びに体験学習の実施に関する事。
- イ 歴史及び考古についての講演会、講習会等の開催に関する事。
- ウ 県民の歴史及び考古に関する調査研究活動を援助する事。
- エ 学校、図書館、研究所、博物館、資料館、公民館等の諸施設に対する歴史及び考古についての協力及び活動の援助に関する事。
- オ 埋蔵文化財についての目録、年報、案内書、図録、調査研究の報告書等の刊行に関する事

調査第一課

- ア 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財保護のための調整に関する事。
- イ 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査の実施に関する事。
- ウ 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査報告書の作成に関する事。

調査第二課

- ア 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の保護のための調整に関する事
- イ 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査の実施に関する事。
- ウ 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の発掘調査報告書の作成に関する事。

(3) 職員の職の規定 (第 7 条関係)

- ア 所長：センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督
- イ 副所長：所長を補佐し、センターの事務を処理に定める。

4 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

大分県立埋蔵文化財センター - 利用規則の制定について

1 提案理由

大分県立埋蔵文化財センター設置及び管理に関する条例の制定に伴い、発掘調査の成果の公開、体験学習の実施等を推進するため、大分県立埋蔵文化財センターの利用に関して必要な事項を定める必要があるため規則の制定を行うもの。

2 利用規則制定の内容

この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの利用に関して必要な事項を定めるものであり、利用時間（第2条）、休館日（第3条）、利用制限（第4条）資料の館外貸出し（第5条）、委任（第6条）について規定するもの。

3 主な制定内容

(1) 利用時間（第2条関係）

入館者の利用時間帯を歴史博物館や先哲史料館及び他県類似施設を参考に同様の取扱いとする。ただし、利用者の展示見学時間確保のため入館は16時30分までとする。

利用時間 9時～17時（入館は16時30分まで）

(2) 休館日（第3条関係）

現在の埋蔵文化財センターは土日祝日を閉庁としているが、県民に広く普及啓発する機会を得るため、月曜日及び年末年始を休館日とする。

休館日：月曜日、12月28日～1月4日

4 施行期日

平成29年4月1日